

滝川市障がい者計画の策定にあたって



本市では、平成10年3月に「滝川市障害者計画」を策定し、平成15年3月に新たなニーズに対応するために改定を行い、本計画の基本理念である「ノーマライゼーション思想が浸透した社会」の実現に向けて、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間、障がい者福祉を取り巻く状況は著しく変化し、平成15年4月の支援費制度導入に続き、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神障がいと、障がいの種別ごとに分かれていた制度が一元化され、平成23年度末までには、障がい福祉サービスが新体系のサービスに移行することになっているなど、障がい者福祉は大きな転換期を迎えています。

このような中、障がい者施策を総合的、体系的に推進するため、平成19年3月に障害者自立支援法に基づく「第1期滝川市障がい福祉計画」を策定するとともに、障がい者を取り巻く社会構造、経済環境の変化や、各障がい者団体や関係機関、公募で選ばれた市民の代表等の意見・要望を取り入れ新しい「滝川市障がい者計画」を策定いたしました。

この計画では、各障がい福祉サービスの充実をはじめ、相談支援体制・サービス提供体制の構築、社会参加を促進するための雇用・就業の支援、生活環境の整備、共生社会の理念の普及等を図り、障がい者の主体的な意思に基づいて参加できる社会の実現に努めることとしています。計画の実現のためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体等がそれぞれの立場や役割に応じて互いに連携し、「協働」により取り組んでいくことが重要です。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただいた「滝川市障がい者計画策定市民会議」の委員の皆様をはじめ関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けて、市民の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

滝川市長 田 村 弘